

オランダ人捕虜・民間抑留者訴訟一審判決
事実認定

(東京地裁1998年11月30日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

(一) 原告らの被害事実

原告らは、いずれも、日本軍の捕虜又は民間人抑留者として捕虜収容所又は民間人抑留者収容所に収容された期間中に、次に述べる被告の戦争犯罪行為（以下「本件加害行為」という。）の犠牲になったものである。原告らの被害事実は、それぞれ次のとおりである。

(1) 原告 [redacted] ラプレー

ア 原告 [redacted] ラプレー（以下「原告ラプレー」という。）は、日本軍がオランダ領東インドの占領を開始した一九四二年六月ころ、オランダ王国インディッシュ軍の将校であった。

同年四月ころから収容が始まり、原告ラプレーは、捕虜としてバンドン第一収容所に収容され、看守から暴行を受けながら強制的に労役に服せしめられた。

同年七月ころ、原告ラプレーは、チマヒ第四及び第九収容所に移され、強制労役に服せしめられた。

一九四三年一〇月ころ、原告ラプレーは、後の連合国軍事法廷で死刑を宣告された「ソネ」が所長を務めるバタヴィア第一〇収容所に移された。原告ラプレーは、所長から投石その他の暴行を加えられたほか、食事の支給の差し止めを受けたりした。

一九四四年初旬ころ、原告ラプレーは、赤十字旗を掲げていない輸送船でシンガポールに輸送された。輸送船の船室は捕虜で一杯であり、数日後には糞尿が一面に広がり、悪臭が立ちこめ、五、六日後にシンガポールに到着したときには、多くの老人達が死亡していた。原告ラプレーは、シンガポールのチャンギ収容所において、一日一握りの米程度の食料で、少しの休息もなく空港建設作業に従事させられた。原告ラプレーは、日中の作業中、倒れた捕虜をとがった棒で突く日本兵

を止めようとして、銃剣で暴行され、気絶したために九死に一生を得たことがあった。

原告ラプレーは、一九四五年八月中旬ころ、チャンギ収容所から解放された。

原告ラプレーは、現在でも、収容所での苛酷な経験がよみがえり、寝汗をかいて眠れないこともしばしばである。

原告ラプレーが収容されたバンドン捕虜収容所及びチマヒ捕虜収容所は、いずれも組織的テロ及び捕虜取扱不良の戦争犯罪により、バタヴィア捕虜収容所は、その本所が収容所の総合監督責任の戦争犯罪により、それぞれバタヴィア臨時軍法会議法廷で断罪されているから、原告ラプレーが被告の戦争犯罪行為の犠牲者であることは明らかであ

る。

イ 原告ラプレーに対する本件加害行為のうち、収容所における取扱不良及び虐待は、ジュネーブ条約三条、一〇ないし一五条及び二七条並びにヘーグ陸戦規則四条二項、六条及び七条に違反する。

(2) 原告

■

ユングスラーガー

ア 原告

■

ユングスラーガー（以下「原告ユングスラーガー」

という。）は、一九四二年六月ころ、一五歳の学生であった。

原告ユングスラーガーは、一九四三年一〇月、父親とともに、バンドン所在の少年院に収容された。少年院の定員は二〇〇名であったが、被収容者は、二五〇〇人を超えていた。ここでは、強制労役はなかった。

原告ユングスラーガーは、一九四四年四月ころ、父親、兄とともにチマヒにあるオランダ・インド大隊第四大隊の旧軍営舎に收容された。チマヒの旧軍営舎は定員一〇〇〇名であつたが、一万人が收容された。抑留者は、軍の病院設備を利用することができなかつたため、蔓延した赤痢により多くの收容者が治療を受けられないまま死亡した。原告は、一日おきに倉庫と日本軍のキャンプとの間の五キロ程の距離を馬又は人力で荷車を押して食料を運搬する作業に従事させられた。作業が遅いと看守が鞭で叩いた。

作業が遅い又は頭の下げ方が悪いことを理由に、被收容者が看守から二四時間両手を後ろ手に縛られるなどの罰を受けることもしばしばであつた。

原告ユングスラーガーとその家族は、収容の過程でほとんど全ての財産を失った。原告の父が所有していた薬局は収容され、携帯した動産類も収容所に連行される際に喪失した。

原告ユングスラーガーは、収容中に体験又は目撃した看守の被収容者に対する非人道的な扱いが心の傷となり、現在でも収容中の恐怖の記憶が悪夢として現れる。

原告ユングスラーガーが収容されたバンドン抑留所及びチマヒ抑留所は、いずれも組織的テロ及び被抑留者不当取扱の戦争犯罪によりバタヴィア軍法会議法廷で断罪されているから、原告ユングスラーガーが被告の戦争犯罪の犠牲者であることは明らかである。

イ 原告ユングスラーガーに対する本件加害行為のうち、当時一五歳に

過ぎなかった同原告を家族と隔離して抑留したこと及び抑留時における取扱不良、虐待、強制労働等の事実は、ヘーグ陸戦規則四六条一項に違反する。

(3) 原告

ストーク

ア 原告

ストーク（以下「原告ストーク」とい

う。）は、一九四二年三月ころ、バタヴィアの出版印刷会社のマネージャーであった。

原告ストークは、同年三月九日、バンドンで收容された。オランダ王国軍の降伏から数か月後には、收容所から脱出をはかったことを理由に多くの被收容者が裁判を経ずに処刑された。

原告ストークは、数か月後、チラチャブ港に移されて、破壊された

街の後片づけの強制労働に従事させられた。

原告ストークは、一九四三年一月、「ソネ」が所長を務めるバタヴィア第一〇収容所に移された。

原告ストークは、バタヴィアから輸送船でシンガポールに輸送された。船内は、不衛生な上食事も飲料も与えられない想像を絶するすし詰め状態であった。シンガポールからは、不衛生な状態で家畜車両に詰め込まれ、食事も飲料もほとんど与えられないままタイのバンポンに移送された。そこにおいて、死の鉄道として知られる泰緬鉄道の建設に従事させられた。一九四三年一〇月に鉄道が完成するまでに過労、赤痢、その他の病気により何千もの被抑留者が死亡した。

原告ストークは、収容中に日本兵に殴打されたために背骨に激しい

損傷を受け、現在でも背骨に痛みがある。

原告ストークが收容されたバンドン抑留所は、組織的テロ及び被抑留者不当取扱の戦争犯罪により、バタヴィア抑留所は、その本所が総合監督責任の戦争犯罪により、それぞれバタヴィア臨時軍法会議法廷で断罪されており、原告ストークが被告の戦争犯罪行為の犠牲者であることは明らかである。

イ 原告ストークに対する本件加害行為のうち、いわゆる泰緬鉄道建設のために抑留し、強制労働に従事させたこと及び非人道的な取扱は、ヘーグ陸戦規則四六条一項に違反する。

(4) 原告  パイパー

ア 原告  パイパー（以下「原告パイパー」とい

う。は、一九四二年三月六日に出生した。

原告パイパーは、同年一二月ころ母親とともにバンドンのチハピット抑留所に收容された。チハピット收容所では、一件の家に二二人が同居することもあった。原告パイパーの母親は栄養失調による皮膚病に罹患した。

原告パイパーは、一九四四年一〇月ころ、到着地で処刑すると脅されて、母親とともに行き先も告げられないまま、二〇時間以上もすし詰め状態の列車に乗せられた。このときの恐怖は、現在でもいやすことができず、列車に乗る度に死の恐怖がよみがえってくる。

原告パイパーは、列車が目的地に到着後、モエンチラン抑留所に母親とともに收容され、一八〇人が詰め込まれた講堂で寝起きした。そ

の後抑留者の人数が増えると、原告パイパーは自転車置き場に移されそこで寝起きした。建物の両端に壁がないため、熱帯雨がベッドの足下に吹き付けた。

原告パイパー自身の記憶は、このころから始まる。原告パイパーは、後になってKZ症候群という精神疾患を発病し、その治療のためにベントータル療法を受けるが、治療時に収容当時の辛く恐ろしい記憶がよみがえる。

原告パイパーは、一九四五年五月ころ、バンジョービロー第九抑留所に收容された。バンジョービロー收容所は、すし詰め状態であり、原告パイパーは、母親とともに、建物の軒下で生活した。原告パイパーは、日本兵が女性の抑留者に対し殴る蹴るの暴行を加えている場面

を目撃したが、この出来事はその後長い間悪夢となって原告パイパーを襲う。また、原告パイパーは、マラリヤその他の病気に罹患した際、何らの治療も受けることができなかった。

原告パイパーは、一九四五年八月末に被告の敗戦を、同年一〇月一日、父親の死亡をそれぞれ知らされた。原告パイパーは、一九四六年一月六日、オランダに帰還したが、当時既にトラウマの犠牲者であった。

収容所での抑留生活中、原告パイパーは、マラリアをはじめとして各種の病気に罹患した。また、原告パイパーは、収容所における栄養失調、特にビタミン及びカルシウム不足が原因で現在でも骨と筋肉が定期的に痛む。

原告パイパーは、七、八歳ころから過去の事件にうなされ、悪夢を見るようになり、一九八三年KZ症候群であると診断され、迫害の犠牲者として正式に認定された。原告パイパーのKZ症候群の治療は、一〇年にも及ぶが、通常の労務に耐えうる程の健康状態にまで改善せず、科学者としての経歴を失い、身体障害者として年金生活を送ることを余儀なくされている。

原告パイパーが収容されたバンドン抑留所は、組織的テロ及び被抑留者不当取扱の戦争犯罪によりバタヴィア軍法会議法廷で断罪されており、原告パイパーが被告の戦争犯罪行為の犠牲者であることは明白である。

イ 原告パイパーに対する本件加害行為のうち、抑留所における非人道

的な取扱は、ヘーグ陸戦規則四六条一項に違反する。

(5) 原告

デヴィット

ア 原告

デヴィット（以下

「原告デヴィット」という。）は、一九四二年六月ころ、スラバヤ中等高等学校高等部の学生であった。

原告デヴィットは、同年七月二五日、ジャワ・スラバヤのプブタン收容所に、その同月二九日からジャワの南東にあるケシリア收容所に收容された。原告デヴィットは、ケシリアに到着後、国境近くのジャングルにある竹でできた六〇人收容の小屋に入れられた。原告デヴィットは、ジャングルで木を切るなどの強制労働に従事させられた。また、原告デヴィットは、ケシリア收容所からバンジユビル收容所へ移

される際、日本軍から所持金を徴収されたが、その後払い戻しを受けることはなかった。ケシリアからバンジュビルまでの移動は、鉄道及び自動車が使用された。その間、原告デヴィットは、十分な食料、飲料水、衛生用品を受給することができず、非人間的な扱いを受けた。

バンジュビル収容所では、一つの小屋を六〇人で使用した。一人当たりの占有部分は、幅約五五センチメートル程度であり、小さな部屋にはシラミがわき、大勢の人が病気に罹患したり、死亡したりした。

一九四四年二月、原告デヴィットは、チクダパテウ収容所に移された。

原告デヴィットが収容された全ての収容所は、配給、医療器具及び薬品が不足していたため、被抑留者は、特に歯科治療を受けることが

できず、入れ歯をしなければならぬ状況になった。

原告デヴィットの父親は、一九四五年、チマヒ収容所において栄養失調と飢餓により死亡し、母親も同年一〇月一四日、栄養失調と赤痢により死亡した。

原告デヴィットは、青春時代の約三年間にわたり、恐怖と抑圧の下で日本軍による強制収容を経験したことにより、精神的、肉体的に多大の損害を被った。

原告デヴィットが収容されたスラバヤ（ブブタン）抑留所及びバンドン（チクダパテウ）抑留所は、組織的テロ及び被抑留者不当取扱の戦争犯罪によりバタヴィア臨時軍法会議法廷で断罪されており、原告デヴィットが被告の戦争犯罪行為の犠牲者であることは明らかである。

イ 原告デヴィットに対する本件加害行為のうち、非人道的な取扱、強制労働に従事させたこと及び所持金を徴収したことなどは、ヘーグ陸戦規則四六条一項及び二項に違反する。

(6) 原告

■ ヴエイヘンバッハ

ア 原告

■ ヴエイヘンバッハ（以下「原告ヴェイヘン

ンバッハ」という。）は、一九二六年一〇月六日、オランダ領東インドのクタラジャで生まれ、一九四二年六月ころ、両親及び兄弟とともに東ジャワのマランに住んでいた。

原告ヴェイヘンバッハは、一九四二年六月ころ、マラン女性収容所に收容され、強制的に清掃作業等の労働に従事させられたため、この間教育を受けることができなかった。

原告ヴェイヘンバッハは、一九四三年七月ころ、マリネ男性収容所に移された。原告ヴェイヘンバッハは、同年八月ころ、日本国旗を引き下ろした疑いで看守から二週間にわたり自白を強制される拷問を受けた。また、同年九月ころ、マリネ男性収容所の抑留者全員が日本の宣伝広告を取り外したとして炎天下の競技場で二、三日にわたり看守から拷問を受けた。原告ヴェイヘンバッハは、二、三日の拷問の後、他の少年二人とともに独房に二日間閉じこめられ、水とパンしか与えられなかった。

原告ヴェイヘンバッハは、一九四四年二月ころ、チマヒ第四、第九男性収容所に移され、野菜農場での労働を強制された。原告ヴェイヘンバッハを含む抑留者は、日常的に竹竿などで殴られた。

原告ヴェイヘンバッハは、同年七月ころ、チマヒ少年収容所に移された。原告ヴェイヘンバッハは、クニモトと呼ばれる指揮官から理由もなく竹竿や日本刀などで殴られ、同年一〇月六日には、クニモトから受けた拷問のために収容所内の病院に入院することとなった。

原告ヴェイヘンバッハは、一九四五年九月、チマヒ少年収容所から解放された。

原告ヴェイヘンバッハは、収容されていた時に受けた頭、肩、背中などに対する暴行の後遺症のために、手の震えが止まらない。また、近年は夜になると収容所時代の経験が悪夢となって現れる日々が続いている。

原告ヴェイヘンバッハが収容されていたチマヒ抑留所は、バタヴィ

ア臨時軍法会議法廷において、組織的テロ及び被抑留者不当取扱の戦争犯罪で断罪されており、原告ヴェイヘンバッハが被告の右戦争犯罪行為の犠牲者であることは明らかである。

イ原告ヴェイヘンバッハに対する本件加害行為のうち、非人道的取扱、強制労働に従事させたこと及び暴行等の虐待を加えたことは、ヘーグ陸戦規則四六条一項に違反する。

(7) 原告

ヘルマン

ア原告

ヘルマン（以下「原告

ヘルマン」という。）は、一九二三年九月一八日出生し、一九四二年六月ころは、学生であった。

原告ヘルマンは、同年八月一九日、スカミスキン刑務所収容所に収

容され、憲兵隊等から取調や拷問を受けたほか、日本兵や朝鮮人軍属からしばしば暴行を受け、病気になっても薬が与えられなかった。

また、原告ヘルマンは、日本兵や朝鮮人軍属から、銃の柄で背中を強く突かれ、逆立ちを強制され、倒れるとまた銃の柄で背中を突かれた。その際原告ヘルマンは何度か殺されそうになった。

原告ヘルマンは、一九四三年八月、ウンガヴィ収容所に移された。食料は極めて不十分であり、また、收容人員が多すぎたため、身体、衣服を十分に洗うことができず、のみなどの害虫に悩まされた。

原告ヘルマンは、一九四四年六月ころ、チマヒ第四收容所に移された。同收容所の環境は、ウンガヴィ收容所と同様であった。

原告ヘルマンは、一九四五年一月ころ、チジャレンカ收容所に移さ

れ、乏しい食糧しか与えられないなかで穴掘り等の強制労働に従事させられた。

原告ヘルマンは、収容所における苛酷な経験のために、脊柱側湾症にかかり、現在も治癒していない。

原告ヘルマンの収容されたチマヒ抑留所は、組織的テロ及び被抑留者不当取扱の戦争犯罪によりバタヴィア臨時軍法会議法廷において断罪されており、原告ヘルマンが被告の戦争犯罪行為の犠牲者であることは、明らかである。

イ 原告ヘルマンに対する本件加害行為のうち、刑務所において拷問をするなどの虐待をしたこと、非人道的な取扱、強制労働に従事させたことは、ヘーグ陸戦規則四六条一項に違反する。

しているところである。

民間人抑留者の中で、抑留中に死亡した者は、ジャワでは一九四四年一七一八人、一九四五年四二六三人に上った。そして、泰緬鉄道建設等における過酷な労働により、合計四万七〇〇〇人の捕虜や労役者が死亡した。

以上のような捕虜収容所及び民間人抑留者収容所における戦争法規違反あるいは非人道的な取扱不良、虐待等は、陸軍大臣の監督と支配の下に行われたものであった。

2 原告らの被害事実並びに被告のヘーグ陸戦規則及びジュネーブ条約違反

(一) 原告らの被害事実

原告らは、いずれも、日本軍の捕虜又は民間人抑留者として捕虜収容所又は民間人抑留者収容所に収容された期間中に、次に述べる被告の戦争犯